

中山間地域等直接支払制度の地域性を踏まえた拡充

政策提言先 農林水産省

政策提言の要旨

中山間地域等直接支払制度を地域の実情にあわせた制度とするため次のとおり提言します。

- 1 地域の実情を反映した交付単価の設定を行うこと
- 2 予算の大幅な増額と国の負担割合の増加を行うこと

【政策提言の具体的内容】

地域により立地条件、経営規模、それに係る生産費が異なることを踏まえ、現行の全国一律単価でなく地域別の交付単価の設定を行い、生産条件の不利性の地域間差を補完することを提言します。

また、新たな交付単価の設定をするとともに、地方の負担分が増加しないように国の負担割合を増加することを提案します。

表1 全国での1農家当たりの経営規模及び水稻の生産費の比較

経営規模	※米の経営費 (10a当たり)	対象地域 (農政局)	提案する区分
15ha以上	68,000円	北海道	A区分
2～3ha未満	73,000円	東北	B区分
1～2ha未満	85,000円	北陸、関東、九州、沖縄	C区分
0.5～1ha未満	97,000円	東海、近畿、中国四国	D区分

※米の経営費は、「ほ場整備の効果と農家の負担について」(平成20年4月 農村振興局農地整備課)より引用

(参考) 本県は、全国で中山間地域の割合1位、耕地面積42位(28,700ha)、耕地率46位(4%)と生産条件が厳しい。

【政策提言の理由】

全国の農業産出額、耕地面積、農家人口の約4割を占める中山間地域では、急傾斜地などが多く、経営規模の拡大による生産性の向上には困難が伴います。中山間地域の農業・農村を維持し、国土の保全や水源の涵養といった農地の持つ多面的機能を守るためには、地域の実情を踏まえた、より一層の支援が必要です。